

## 令和九年度の献血の推進に関する計画を定める件（案）について（概要）

厚生労働省医薬局血液対策課

### 1. 制定の趣旨

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。
- 今般、令和 9 年度の献血推進計画を定めるもの。

### 2. 告示案の概要

- 法第 10 条第 2 項の規定に基づき、献血推進計画において、次に掲げる事項について定めることとされている。
  - 第 1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
  - 第 2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項
  - 第 3 その他献血の推進に関する重要事項
- 上記の事項について、令和 7 年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和 9 年度の献血推進計画を定めることとする。なお、令和 8 年度の献血推進計画からの主な変更点として、文言の軽微な記載整備を行っている。

### 3. 根拠条項

- 法第 10 条第 1 項及び同条第 4 項において準用する法第 9 条第 5 項

### 4. 施行期日等

- 告 示 日：令和 9 年 2 月下旬（予定）
- 適用期日：令和 9 年 4 月 1 日